

下水道の供用開始区域が拡大されました

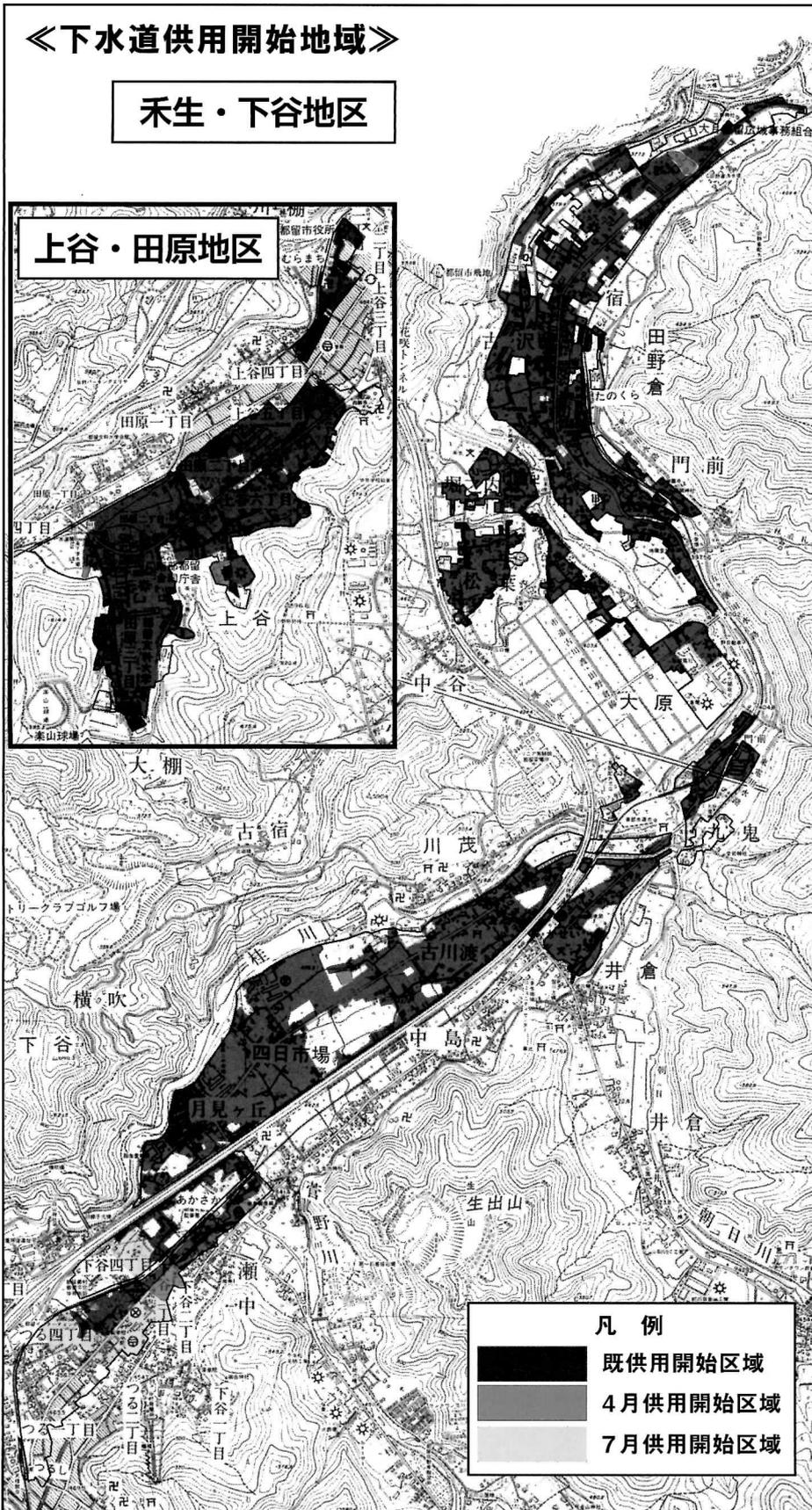
問合せ先 水資源活用課 下水道担当

平成20年度に整備を行った区域(オレンジ色部分)は、平成21年4月から下水道の使用が可能となります。また、3月末までに整備が完了していない区域(薄いオレンジ色部分)においては、平成21年7月に使用開始予定となっています。

《下水道供用開始地域》

禾生・下谷地区

上谷・田原地区



受益者の申告について

4月中旬に「供用開始のお知らせ」と「受益者負担金申告書」を、区域内で水道の供給を受けている建物所有者に送付します。記載事項に誤りがないか確認し、受益者負担金の納付方法を選択し、申告してください。なお、一括納付の場合は最大28%の報奨金が交付されます。

また、受益者負担金の申告がされなかった場合は、認定により受益者負担金が賦課されますので、必ず申告をお願いします。

※受益者負担金は、宅内排水設備工事の時期にかかわらず、7月から納めていただくことになります。

期 別	納期限
第1期	7月31日(金)
第2期	9月30日(水)
第3期	11月30日(月)
第4期	2月 1日(月)

宅内排水設備工事について

下水道が使用できるようになった区域においては、宅内(台所・風呂・便所など)の排水設備を設置し、すみやかに下水道に接続されるようお願いいたします。

工事の施工は下水道排水設備指定工事店に依頼してください。なお、供用開始から3年以内に下水道に接続していただく方には、その接続年度により工事費の補助金が交付されます。

※排水設備工事の補助金は受益者負担金が未納付の場合には交付されません。

工事完成の時期	補助金限度額
供用開始1年以内	10万円
供用開始2年目	5万円
供用開始3年目	3万円

※詳しい区域につきましては、水資源活用課下水道担当にお問合せください。